

物価高対応子育て応援手当申請書(請求書)【出生・離婚等支給対象者用】

令和7年9月30日時点の住民票所在市区町村

※令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在市区町村

十和田市長殿



1. 申請・請求者

記入日			令和	年	月	日
(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	申請・請求者の現住所			
		年 月 日	電話 ()			
* 記名押印に代えて署名することができます。		所属庁	申請・請求者の住所 (令和7年9月30日時点の住民票所在地) ※令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在地 ※申請者が公務員ではない場合、又は公務員であって現住所と同じ場合は記入不要			
※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。						

2. 対象児童

次の(1)又は(2)に該当する支給対象児童について記入してください。
(1)1月以降に出生による児童手当の手続きをした方は、新たに児童手当の支給対象となった児童(令和8年3月31日生まれまで)のみ
(2)10月以降に離婚等により新たに児童手当の受給者になった方は、申請時点の児童手当の支給対象児童

No.	(フリガナ) 氏 名	続柄	性別	生 年 月 日	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)
1				年 月 日		
2				年 月 日		
3				年 月 日		
4				年 月 日		
5				年 月 日		

※同居・別居の別については令和7年9月30日時点(令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点)の状況を選択してください。

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※対象児童1人につき2万円になります。

本人確認書類添付箇所

※個人番号カード、運転免許証、旅券等の写し

(裏面も確認してください。)

☐ ア 公金口座への振込みをご希望の場合

□ イ 児童手当振込口座等の指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金 融 機 関 名				支 店 名		分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)		(フリガナ) 口 座 名 義	
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連						1 普通 2 当座				
金融機関番号				店番号						

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳見開き下部に記載」をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

- (1) 令和7年度十和田市物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当します。
- (2) 令和7年度十和田市物価高対応子育て応援手当の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市において支給決定をした後は、令和7年度十和田市物価高対応子育て応援手当の請求書として取り扱います。
- (5) 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 支給要件に該当しないことが判明した場合には、令和7年度十和田市物価高対応子育て応援手当を返還します。

【令和7年10月1日から令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方】※チェック必須

□ 令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当受給者であった元配偶者(離婚協議中にあるものについては配偶者)から、本手当に相当する額の金銭等を受け取っていません。また、本申請に係る対象児童の養育のために使われていません。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

(4. 受取方法のイを選択した場合は提出してください。)